

案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第61号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員で審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第15 議案第62号 長井市  
水道企業職員の給与の種類及び基準  
に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

鈴木良雄議長 それでは、日程第15、議案第62号、長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 議案第62号、長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案は、水道企業職員にかかる寒冷地手当の支給日について、これを一般職の職員の支給日に準じた日に改めるためご提案申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第16 議案第63号 長井市  
教育委員会委員の任命について  
日程第17 議案第64号 長井市  
教育委員会委員の任命について

鈴木良雄議長 次に、日程第16、議案第63号、長井市教育委員会委員の任命について、並びに日程第17、議案第64号、長井市教育委員会委員の任命についての以上2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 議案第63号及び議案第64号の2議案についてご説明申し上げます。

これらは、いずれも長井市教育委員会委員の任命についてございまして、議案第63号では、10月2日をもって任期満了となります田中勝男氏を改めて任命いたすため、議案第64号では、同じく10月2日をもって任期満了と

なります樋口正通氏の後任として、木村道子さんを任命いたすためご提案申し上げるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、1件ごとに採決いたします。

田中勝男教育委員長の退席を求めます。

(田中勝男教育委員長退席)

鈴木良雄議長 まず、議案第63号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案に同意することに決定いたしました。

田中勝男教育委員長の復席を求めます。

(田中勝男教育委員長復席)

+ 鈴木良雄議長 次に、議案第64号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案に同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午後10時59分 再開

鈴木良雄議長 休憩前に復し、再開いたします。

本人が議場におられますので、田中勝男教育委員に申し上げます。

ただいま、田中勝男氏を教育委員に同意されましたので、告知いたします。

日程第18 議案第65号 市政功  
労者の表彰について

日程第19 議案第66号 市政功  
労者の表彰について

鈴木良雄議長 次に、日程第18、議案第65号、市政功労者の表彰について、並びに日程第19、議案第66号、市政功労者の表彰についての以上2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 議案第65号及び議案第66号の2議案についてご説明を申し上げます。

これらは、いずれも市政功労者の表彰についてでございます。議案第65号では、長年にわたり木版画の創作活動を精力的に続けられ、本市の芸術文化、地域文化の振興に力を尽くされました菊地隆知氏を、長井市表彰条例第2条第1項第2号の規定に該当する市政功労者として、議案第66号では、長井商工会議所会頭、長井法人会会長など地域経済界の要職を務められ、本市産業経済の発展に貢献された横澤浩次氏を、同条例第2条第1項第3号の規定に該当する市政功労者として、それぞれ表彰いたしたく、ご提案を申し上げます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、1件ごとに採決いたします。

まず、議案第65号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案に同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案に同意することに決定いたしました。

日程第20 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

鈴木良雄議長 次に、日程第20、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は、11月30日をもって任期満了となります。佐藤修氏の後任として、新野義憲氏を推薦するためご提案申し上げます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決いたします。

それでは、諮問第4号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、本案に同意することに決定いたしました。

日程第21 議案第4号 長井市議会政務調査費の交付に関する条例の設定について

鈴木良雄議長 次に、日程第21、議案第4号、長井市議会政務調査費の交付に関する条例の設定についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

渋谷佐輔議会運営委員長 議案第4号、長井市議会政務調査費の交付に関する条例の設定について、提出者・賛成者を代表しご説明申し上げます。

平成12年5月、地方自治法の一部が改正され、政務調査費の交付が制度化されたことに伴い、本市議会におきましても、平成12年度から13年度にかけ、議会運営委員会において協議を重ねてきた結果、平成14年4月1日から「会派及び会派に属しない議員」に対し、政務調査費の交付がなされてきました。

地方分権一括法の施行により地方分権が進み、地方公共団体の自己決定、自己責任が拡大する中、議会が担う役割はますます重要なものになってきています。

議員は常に市民の付託にこたえるため、市民の課題を把握し、その解決のため研究を進め、政策に反映していく必要があります。

さらに、議会の活性化を図るには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、そのためには、調査活動基盤の充実を図ることが重要となります。

政務調査費施行から1年数カ月を経過した反省のもと、調査研究等をより行いやすく、活動しやすくするために「会派及び会派に属し

ない議員への交付」から「議員個人への交付」に交付対象を変更することにより、今まで以上に、議員の調査研究活動を通しての政策提言に活用され、議会の活性化に資することを目的として、必要な事項を定めるため提案いたすものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第4号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議会案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第22 議会案第5号 国営としての郵政事業堅持を求める意見書の提出について外2件

鈴木良雄議長 次に、日程第22、議会案第5号、国営としての郵政事業堅持を求める意見書の提出についてから、日程第24、議会案第7号、北方領土問題の解決促進を求める意見書の提出についてまでの以上3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

安部 隆総務・文教常任委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

安部 隆総務・文教常任委員長 提案者を代表いたしまして、議会案第5号、国営としての郵政事業堅持を求める意見書の提出について並びに議会案第6号、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について現行の義務教育費国庫負担制度の維持を求める意見書の提出について並びに議会案第7号、北方領土問題の解決促進を求める意見書の提出についての3件について、ご説明申し上げます。

初めに、議会案第5号についてご説明申し上げます。先ほどの請願第10号の採択に基づき提案いたすもので、郵政事業の民営化は、国民的合意が得られるまで、現行の国営・非営利の経営形態を堅持するように、案のとおり、政府関係機関と山形県に意見書を提出いたすものであります。

次に、議会案第6号は、先ほどの請願第11号の採択に基づき提案いたすもので、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費を義務教育費国庫負担法から適用除外することなく、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、案のとおり、政府関係機関に意見書を提出いたすものであります。

次に、議会案第7号は、北方領土の一日も早い返還の実現を目指し、政府はこれまで以上に強力な外交交渉により、北方領土の早期返還と真の日口友好関係を確立するように、案のとおり、政府関係機関に意見書を提出いたすものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

それでは、議会議案第5号の1件について、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会議案第5号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議会議案第6号の1件について、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会議案第6号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議会議案第7号の1件について、討論を行います。

ご意見ございませんか。

15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 私は、この議会議案第7号、北方領土問題の解決促進を求める意見書の提出について賛同するものでありますが、若干意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

このたびの意見書では、ロシアとの領土問題について、北方領土と称しております。北方領土という場合、歯舞・色丹・国後・択捉の4島のことを指しております。しかし、日本

の歴史的な領土はこの4島だけではありません。歯舞・色丹はもともと北海道の一部でありました。国後・択捉は千島列島の中の南千島部分だけあります。本当はその北にあるウルップからシュムシュまでの北千島までを含む千島列島全体が日本の歴史的な領土なのであります。

このことが確定したのは、幕末から明治にかけての19世紀後半のことでありました。それまでは千島列島とサハリン、いわゆる樺太等がどの国の領土であるかは確定しておらず、千島列島の南からは日本が、北からはロシアがそれぞれ進出して利害が衝突したところでは、紛争が起こるといふぐあいだったのであります。

それが、千島は日本の領土、樺太はロシアの領土となったのは、次の二つの条約が結ばれたことによってでありました。一つは徳川幕府と帝政ロシア政府との間に結ばれた安政元年、1855年の日露通好条約で、もう一つがその20年後、明治8年、1875年の樺太・千島交換条約によってであります。この条約によって、樺太全島をロシア領とするかわりに、北千島を日本領と確定したのであります。

このように、千島列島は、日本が戦争で他国から奪った領土ではなく、平和的な外交交渉によって日本への帰属が最終的に確定したものであります。

その千島列島や北海道の一部である歯舞・色丹が、旧ソ連、現在のロシア領土とされてしまったのは、第2次世界大戦末期に行われた米・英・ソ3国のヤルタ会談で、スターリンが対日参戦の条件に、千島のソ連への引き渡しを要求し、それにアメリカ・イギリスともにこれを認めてしまったからであります。

スターリンの要求は、領土不拡大という連合国の戦後処理の原則を踏みにじるもので、何ら国際的な道理も持たないものであります。

しかもソ連は、北海道の一部である歯舞・色丹まで軍事占領し、ソ連への編入を強行したのであります。

その後、サンフランシスコ条約が結ばれたとき、日本は千島列島の放棄を強要されたわけでありす。

そこで、問題の公正な解決のためには、戦後処理のこの不公正を国際的な民主主義の道理に立って是正することであり、ヤルタ協定やサンフランシスコ条約の千島関連条項を日口交渉の前提にしないということでありす。

日本はロシアの世論に対しても、世界の世論に対しても、色丹と千島列島が日本の歴史的な領土であることを訴えることが必要であると思う。そうした立場で北方領土返還を実現していく道であると考えております。

ちなみに沖縄はそのようにして返還を実現したわけでありまして、そうした道もあるということ参考意見として発言をさせていただくものであります。

以上です。

鈴木良雄議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

鈴木良雄議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第25 議案第8号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出について

鈴木良雄議長 次に、日程第25、議案第8号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

鈴木良雄議長 議案第8号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書の提出について、提出者・賛成者を代表いたしましてご説明申し上げます。

長引く不況の中で雇用・生活不安が拡大し、その上に、年金・医療・介護などの社会保障制度の給付削減と負担増によって「生活が苦しい」と感じている人が急増しております。さらに、経済生活問題を原因とする自殺者が年々増加の傾向にあります。

こうした中で政府は、失業者の就労対策として、1999年から3年間、「緊急地域雇用特別交付金」2,000億円を実施しました。

さらにその後も、地方議会からの要望等が大きな要因となり、2002年から2005年3月まで「緊急地域雇用特別交付金」を継続交付することとされております。

しかしながら、その後の対応策については明確な方向性が示されていないため、2005年以降も失業者に対する就労対策事業としてこの交付金制度を継続して実施されるよう、案のとおり政府関係機関に提出いたすものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会議案第8号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第26 議会議案第9号 地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書の提出について

鈴木良雄議長 次に、日程第26、議会議案第9号、地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

渋谷佐輔議会運営委員長 議会議案第9号、地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書の提出について、提案者・賛成者を代表し、ご説明申し上げます。

平成16年度における国の予算編成は「三位一体の改革」の名のもとに、本来あるべき国・地方の構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものとなっており、著しく地方との信頼関係を損ねる結果となっております。

こうした中、政府より、おおむね3兆円規模の税源委譲を前提とし、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革の取りまとめの

要請がなされ、地方6団体は、この要請に対し、「国庫補助負担金等に関する改革案」を付記意見を添え、政府に提出したところであります。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方6団体を取りまとめた「付記意見を含めた、このたびの改革案」と地方公共団体の思いを真摯に受けとめられ、意見書による前提条件を十分踏まえ、その早期実現を求めるため政府関係機関に提出いたすものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会議案第9号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第27 議会議案第10号 山形鉄道株式会社に対する県の財政支援を求める意見書の提出について

鈴木良雄議長 次に、日程第27、議会議案第10号、山形鉄道株式会社に対する県の財政支援を求

+

める意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

小関勝助地域交通対策特別委員長。

(小関勝助地域交通対策特別委員長登壇)

小関勝助地域交通対策特別委員長 提案者を代表いたしましたして、議会議案第10号、山形鉄道株式会社に対する県の財政支援を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。

現在フラワー長井線は、年間約86万人が利用する通勤・通学者の足として、置賜全体の教育の機会を確保し、また、冬期間のすぐれた安全性と定時性を持ちながら、省エネ時代や高齢化社会に対応し、地域の活性化に極めて重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、少子化に伴う高校生の減少により、収入は減り続けており、山形鉄道株式会社による経営改善の自助努力や、沿線自治体と地域住民が一体となった意識高揚の取り組みや利用拡大策を図っているものの、今後の増収は見込めない状況にあります。

さらに、県と沿線自治体による山形鉄道運営助成基金も枯渇しようとしており、このままでは存続の危機に直面し、経営を維持することが困難な状況にあるため、今後も地域住民にとって重要な足となっておりますフラワー長井線の安全で安定した運営を維持するため、県の財政支援をお願いすべく、案のとおり県知事に提出いたすものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

鈴木良雄議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。

ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会議案第10号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会議案第10号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案の中で、条、項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

鈴木良雄議長 これをもって、平成16年第5回長井市議会定例会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午前11時27分 閉会

会議録署名議員

議 長

9 番



10 番

11 番

+